

○ 家計急変の理由を証明する書類

保護者等2名のうち、1名に家計急変の理由がある場合は、1名分の提出でかまいません。  
その場合、他方の保護者等の推定年収は、家計急変のある者と同じ月以降の月平均で計算します。

離職 離職日および離職の理由がわかる書類

例 離職票 失業保険受給者証 等

※ 離職の理由が、4D(40・45)の自己都合退職の場合は、対象外です。

ただし、傷病等の理由がある場合は診断書等の添付をもって認めることがあります。

物価高騰等 公的支援を受けている証明書 公的要請に応じたことがわかる書類

での減収 例 小口資金貸付金 等 等

公的支援を受けていない場合、

家計急変の前後の収入や売上を比較でき、また減収したことがわかるもの

※ 下記の家計急変後の収入や売上がわかるものと重複することがあります。

※ 物価高騰の影響により、支出が増えただけではなく、

物価高騰の影響で収入が減った事が証明できる書類が必要です。

○ 家計急変後の収入や売上が証明する書類

※ 保護者等2名のうち、家計急変がどちらか一方にのみ起こった場合であっても、世帯所得が必要なため、家計急変していない者を含めた両名の書類が必要です。

給与収入 家計急変後の給与の額がわかる書類

例 給与明細 給与見込証明書(会社・事業所等作成) 等

自営業 家計急変後の所得がわかる書類

(家計急変後の売上がわかる書類+前年度の経費のわかる書類)

例 売上台帳+確定申告の控えの写し 等

※ 売上台帳について、顧客の個人情報等については墨消してもかまいません。

※ 売上台帳等から年の総売上の見込を算定し、  
経費(確定申告を元に類推)を差し引いて所得見込を計算します。

○ 収入に含むもの・含まないもの

含む 課税所得となるもの

例 給与 賞与 休業手当(労働基準法26条による) 等

含まない 非課税所得となるもの(公的給付金や補償等)

例 雇用保険の失業給付金 健康保険組合からの傷病手当金  
休業補償など業務上の負傷等災害補償の規定による療養のための給付金  
特別給付金や市町村等による給付金 等

○ 家計急変後の収入の算定方法

家計急変後の収入の月平均×12か月

例 4月に家計急変し、4~6月の収入が判明している場合

4~6月の平均×12か月=年収見込

4月に家計急変し、4~12月の収入・収入見込が判明している場合

4~12月の平均×12か月=年収見込